三　区分に対応する資産の五年ごと金利感応度（五年単位で定める特定の年限の金利を一定水準変動させるとともに、当該特定の年限から近接する五年単位で定める年限に向かって変動水準を零まで逓減させた場合（近接する五年単位で定める年限がない場合を除く。）における資産又は負債のキャッシュ・フローに基づいて算出された現在価値の増減額をいう。以下この号において同じ。）を、当該区分に属する保険契約の五年ごと金利感応度で除した値（以下この号において「五年ごと金利感応度比率」という。）がそれぞれ〇・八以上一・二五以下であること（当該区分に属する保険契約について、一部の年限のキャッシュ・フローが僅少であるため、当該年限を含む五年ごと金利感応度の重要性が乏しいと認められる場合を除く。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては、当該イ又はロに定めるところによることができる。

イ　区分の年限五年の五年ごと金利感応度比率が〇・八以上一・二五以下でない場合　年限五年の五年ごと金利感応度比率の計算に代えて、金利変動後の当該区分に対応する資産の五年までのキャッシュ・フローの現在価値を金利変動後の当該区分に属する保険契約の五年までのキャッシュ・フローの現在価値で除した値が一・〇以上一・二五以下であること。

ロ　新たな区分設定の後十事業年度を経過するまでの間の場合　五年ごと金利感応度比率の計算に代えて、金利変動後の当該区分に対応する資産の時価を金利変動後の当該区分に属する保険契約のキャッシュ・フローの現在価値で除した値が一・〇以上一・二五以下であること。

［4～9　略］

［号を加える。］

［4～9　同上］

10　第一項第三号ロ、第四項から第六項まで及び前二項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

［表一・表二　略］

［11～15　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

10　第一項第三号ロ、第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨又はオーストラリア通貨をもって保険金、返戻金その他の給付金（以下この項、第十三項及び第十四項において「保険金等」という。）の額を表示する保険契約（以下それぞれ「米国通貨建保険契約」又は「豪州通貨建保険契約」という。）における第一号保険契約及び第二号保険契約においては、次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表二の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・〇五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から一月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。ただし、令和四年三月一日を基準日とする保険契約に適用される予定利率は、令和四年三月一日における基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・〇五パーセントの整数倍の利率と〇・〇二五パーセント乖離している場合にあっては、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・〇五パーセントの整数倍の利率）とする。

［表一・表二　同上］

［11～15　同上］

〇原子力規制委員会告示第十六号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条第二号の規定に基づき、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示（令和四年十二月原子力規制委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月五日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介